

資料編



水生生物調査（大相模調節池）



市内事業者と共同開発した古紙分別回収ボックス

資料編

第1節 関連条例・規則

●環境政策課関連

越谷市環境条例(平成 12 年 3 月 31 日条例 17 号)

越谷市環境条例施行規則(昭和 60 年 11 月 19 日規則第 30 号)

越谷市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成 15 年 4 月 15 日規則第 45 号)

埼玉県生活環境保全条例による越谷市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 36 号)

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 19 号)

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例施行規則(昭和 44 年 5 月 13 日規則第 16 号)

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 12 号)

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例施行規則(昭和 51 年 7 月 13 日規則第 45 号)

越谷市浄化槽法施行細則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 68 号)

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例(平成 26 年 12 月 22 日条例第 104 号)

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 63 号)

●リサイクルプラザ関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 5 年 3 月 24 日条例第 4 号)

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成 5 年 3 月 31 日規則第 31 号)

越谷市まちをきれいにする条例(平成 12 年 3 月 31 日条例第 21 号)

越谷市まちをきれいにする条例施行規則(平成 12 年 9 月 26 日規則第 75 号)

越谷市路上喫煙の防止に関する条例(平成 19 年 12 月 25 日条例第 36 号)

越谷市路上喫煙の防止に関する条例施行規則(平成 19 年 12 月 28 日規則第 104 号)

越谷市リサイクルプラザ設置規則(平成 19 年 10 月 22 日規則第 92 号)

●産業廃棄物指導課関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 5 年 3 月 24 日条例第 4 号)※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成 5 年 3 月 31 日規則第 31 号)※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成 26 年 12 月 22 日条例第 103 号)

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 104 号)

越谷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 65 号)

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例(平成 26 年 12 月 22 日条例第 102 号)

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 66 号)

第2節 越谷市環境年表

1. 環境保全行政のあゆみ

S31. 1	・「越ヶ谷のシラコバト」が国天然記念物に指定される		
S40.11	・県民の鳥に「シラコバト」決定		
S42. 6	・越谷市公害対策本部設置		
S44. 1	・衛生課公害係設置	8	・越谷市環境推進市民会議設立
S46. 4	・民生経済部商工課に公害係を移設	H13. 1	・越谷市環境推進会議(庁内会議)設置
S48. 1	・越谷市公害防止条例の制定	H14.10	・グリーン電力証書による風力発電業務委託の開始 (実施期間～H29.12)
4	・民生経済部公害課の設置	H16.11	・第1回越谷市環境大会を開催
S49. 4	・公害課が民生経済部から環境経済部へ組織改正	H17. 8	・「越谷市打ち水大作戦」開催(以降 H24 まで毎年)
S57. 7	・環境経済部公害課から市民生活環境保全課に組織改正	H18. 3	・越谷市環境管理計画の一部改定(計画期間～H22) ・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画(第2次計画)」策定(H18～24)
S58. 3	・越谷市環境管理計画の策定	7～9	・第1回越谷いきもの写真コンクール開催(～H27・第10回まで開催)
S60.. 9	・越谷市環境保全条例の制定(越谷市公害防止条例の廃止 S61.1 施行)	H20.12	・「越谷自然探訪Ⅲいきもの発見図鑑」発行
S62. 3	・宮内庁埼玉鴨場及び周辺、越ヶ谷久伊豆神社及び周辺を環境保全区域に指定	H21.10	・越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助制度を創設
S63.11	・市制施行 30 周年を記念し、シラコバトを市の鳥とする	H23. 3	・越谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定 ・東京電力福島第一原子力発電所事故発生、放射性物質が拡散
H 元. 3	・「越谷自然探訪」を発行	4	・環境保全課から環境政策課へ組織改正 ・コシガヤホシクサ野生復帰に向けた栽培を開始
H 2. 2	・「越谷発・地球環境シンポジウム」を開催	12	・越谷市環境管理計画の改定(計画期間～H32)
10	・環境庁の「アメニティあふれる優良地方公共団体表彰」を受ける	H24. 1	・越谷市放射線対策基本方針の策定 ・市内小学校でビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べる「越谷生物多様性子ども調査」の開始
H 3. 4	・傷病野鳥保護治療事業、傷病野鳥里親事業を開始	H25. 3	・越谷市率先実行計画(第3次計画)策定(H25～32)
H 3.10	・環境部が新設され、環境部環境保全課となる	5	・「緑のオアシス 2020 プロジェクト」開始(実施期間～H32)
H 4. 6	・第1回子ども環境サミット開催(～H12)	10	・越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業告示(事業期間 H26.7～H46.8 小中学校 7 校)
9	・環境庁の地球温暖化防止のための実験都市「エコトピア 2000」に指定される	H26. 3	・市民共同発電所越谷市第1号機完成(大袋幼稚園) ・越谷総合食品卸売市場に市内最大規模(423.25kW)の太陽光発電所が完成
H 5. 2	・「環境自治体国際会議'93 こしがや」開催		・「埼玉県シラコバト保護計画」策定、越谷市も連携し協力
H 5. 3	・越谷市エコトピア計画の策定	H27. 4	・中核市へ移行し保健所が新設される(狂犬病登録等の衛生関連業務は保健所へ移動)
H 5.	・浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付制度の開始		・「こしがや環境サポーター」制度を開始
H 6. 4	・越谷市自然ウォッチング指導員委嘱制度の開始 ・水質汚濁防止法に基づく政令市に(水質汚濁防止法第 28 条第 1 項に基づく権限委譲)	H28. 3	・キャンベルタウン野鳥の森にシラコバト保護増殖施設を整備
9	・建設省の平成 6 年度環境共生モデル都市(エコシティ)に指定される		
H 9	・ふるさといきもの調査の実施(以降 5 年毎)		
H10.10	・「越谷自然探訪Ⅱいきもの発見図鑑」発行		
H12. 3	・越谷市環境保全条例を越谷市環境条例に改正		
4	・環境保全課が環境部から環境経済部へ組織改正		
H13. 3	・越谷市環境管理計画の全面改訂(計画期間～H22) ・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画」策定(H13～17)		
4	・大気汚染防止法の政令市に(工場を除く、大気汚染防止法第 31 条に基づく権限委譲) ・各種事務委任を受ける(有害鳥獣駆除に係る野生鳥		

2. 廃棄物行政のあゆみ

S33.11	・市政施行 ・個別収集の開始(越ヶ谷、蒲生、大沢地区の一部) ・リヤカー7台、大八車、三輪車購入		(処理能力 200t/日 × 4炉)
S35	・トラック1台購入	H 8.4	・可燃物の透明・半透明袋の導入
S36.1	・「草加・越谷清掃組合」発足	H 9.4	・可燃物の祝日・振替休日の収集開始
S37.8	・草加・越谷ごみ焼却炉完成	H11.4	・古紙類のごみステーションでの収集を開始 ・「埼玉県東部清掃組合」が「東埼玉資源環境組合」へ名称を変更
S40.10	・「埼玉県東部清掃組合」発足	H11.10	・東埼玉資源環境組合の堆肥化施設稼働、伐採枝の堆肥化開始
S42	・燃えないごみの収集開始	H12.3	・「越谷市まちをきれいにする条例」制定
S43.5	・ダストボックス(みどりの箱)による収集開始	H12.4	・「越谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱」制定
S44.8	・清掃事務所完成	H13.11	・危険物の分別(カゴ)収集開始
S45.10	・不燃物収集委託開始	H14.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改訂
S47.6	・「越谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定	H14.9	・ふれあい収集開始
S47.8	・ロータリーローダー車購入	H16.3	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改訂
S51.3	・「越谷市浄化槽の維持管理に関する条例」制定	H17.3	・「越谷市の廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」一部改正 (資源物の持ち去り禁止の規定)
S51.11	・「越谷市粗大ごみ処理センター」完成 (処理能力: 75t/5h)	H18.1	・「越谷市廃物減量等推進員制度実施要綱」制定
S52.7	・ダストボックス廃止	H18.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定 ・リサイクルプラザ資源化施設完成
S58.4	・公共下水道の共用開始 ・廃棄物有効利用モデル地区事業の実施	H18.4	・15 分別収集開始 (ペットボトル、白色トレイ、古着類、紙パック、雑紙、缶、びんを分別収集)
S59.4	・可燃物収集一部委託開始	H19.11	・リサイクルプラザ啓発施設・業務施設完成
S63.3	・「一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「越谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」制定	H20.4	・「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」制定
H 元.3	・「越谷市資源回収奨励補助金交付要綱」制定	H21.9	・粗大ごみの手数料のコンビニエンスストア収納を開始
H 2. 3	・「越谷市最終処分場」完成 (埋立容量: 60,730 立方メートル)	H23.1	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改訂
H 3. 3	・粗大ごみ処理センターに不燃物選別処理施設増設 (処理能力: 45t/5h)	H23.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定
H 3. 4	・粗大ごみの各戸収集開始(委託)	H24.8	・再生家具の常時販売開始
H 3.10	・「越谷市粗大ごみ処理センター」を「越谷市資源化センター」に名称変更	H27. 4	・一般廃棄物に関する事務をリサイクルプラザに集約 (浄化槽に関する事務を環境政策課へ移管) ・中核市移行により、産業廃棄物等に関する事務を実施するため、産業廃棄物指導課を新設
H 5.3	・資源化センターに不燃物処理資源化施設を増改築 (処理能力: 75t/5h) ・「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定		
H 5.6	・ごみ問題シンポジウム開催 ・第1回リユース展開催 ・資源化センターにフロン回収機を設置		
H 6.3	・資源化センターに比重差選別機を増設 ・資源化センターにリユース展示場完成 ・「一般廃棄物処理基本計画」策定		
H 6.4	・不燃物のカゴ収集実施		
H 7.2	・資源化センターに粉碎機選別施設を増設		
H 7.9	・埼玉県東部清掃組合第一工場ごみ処理施設完成		

第3節 生活環境基準等

1. 大気

【巻末資料①】

大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント(O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること

有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	指 針
非メタン炭化水素(NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲であること

(昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申)

環境基準の評価方法

物 質	環 境 基 準 評 価 方 法	
二酸化硫黄	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の年 間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 20ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の年 間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと

二酸化窒素	長期的評価 (1日平均値の年間98%値)	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下であること
光化学オキシダント	年間を通じて、昼間(5～20時)の時間における1時間値が0.06ppm以下であること	
微小粒子状物質(PM2.5)	短期的評価	長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う
	長期的評価	測定結果の1年平均値について評価を行う

【巻末資料②】

光化学スモッグ注意報等の発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が高くなると予想されるとき
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上
警報	オキシダント濃度 0.20ppm 以上
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上

2. 水質

①公共用水域の水質汚濁に係わる環境基準

【生活環境の保全に関する「生活環境項目」環境基準】

市内の主要5河川は、C類型に指定されています。また、全亜鉛、ノニルフェノール、LASは水生生物保全環境基準の生物Bに指定されています。

項 目	基 準 値
水素イオン濃度(pH)	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	5mg/ℓ以下
浮遊物質(SS)	50mg/ℓ以下
溶存酸素量(DO)	5mg/ℓ以上

項 目	基 準 値
全亜鉛	0.03mg/ℓ以下
ノニルフェノール	0.002mg/ℓ以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(LAS)	0.05mg/ℓ以下

※大腸菌群数について、越谷市内の河川に基準値は適用されません。

※COD、全リン、全窒素について、河川の基準値はありません。

【人の健康の保護に関する「健康項目」環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下

項 目	基 準 値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

【要監視項目】

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質で、現在は31項目が指定されています。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン(CNP)	— mg/ℓ以下

項 目	指 針 値
トルエン	0.6 mg/ℓ以下
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	— mg/ℓ以下
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下
フェノール	0.08 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/ℓ以下
4-tert-オクチルフェノール	0.004 mg/ℓ以下
アニリン	0.02 mg/ℓ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/ℓ以下

②工場・事業場に適用される排水基準

○日平均排水量が 10m^3 以上の特定事業場及び指定排水工場等^{※1}に適用

生活環境項目(上乗せ項目)

単位:mg/ℓ

項 目	排水基準値
生物化学的酸素要求量(BOD)	25(日間平均 20)
浮遊物質(SS)	60(日間平均 50)
フェノール類含有量	1

* 特定施設の一部については、種類・設置時期により数値が異なります。

生活環境項目(上乗せ以外の項目)

単位:mg/ℓ(水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く)

項 目	排水基準値
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類量)	30
銅含有量	3
亜鉛含有量	2

項 目	排水基準値
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガ含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 [個/cm ³]
窒素含有量 [※]	120(日間平均 60)
りん含有量 [※]	16(日間平均 8)

※日平均排水量 50m^3 以上の特定事業場に適用

※1:指定排水工場等

埼玉県生活環境保全条例に規定されている以下の6施設(水質汚濁防止法に規定されている施設は除く)を設置している工場又は事業場のこと。

- 1) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(1日 350 食以上)
- 2) 共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設(1日 350 食以上)
- 3) 共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設(1日 350 食以上)
- 4) コルゲートマシン
- 5) 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積 250m^2 以上)
- 6) 野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設

○日平均排水量が 10m^3 未満の一部の特定事業場^{※2}及び指定排水工場に適用

生活環境項目(3項目)

単位:mg/ℓ(水素イオン濃度を除く)

項 目	排水基準値
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均 120)
浮遊物質(SS)	180(日間平均 150)

* 日平均排水量が 10m^3 以上の指定外工場等にも上記の基準値が適用されます。* 指定土木建設作業にも上記水素イオン濃度、浮遊物質の基準値とノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) $5\text{mg}/\ell$ が適用されます。

※2: 日平均排水量が 10m³ 未満であっても規制基準が適用される特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第 1

- 1) 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- 2) 共同調理場(総床面積 500m² 以上)に設置されるちゅう房施設
- 3) 弁当仕出屋又は弁当製造業(総床面積 360m² 以上)の用に供するちゅう房施設
- 4) 飲食店のちゅう房施設(該当面積は業種により異なる)
- 5) 病床数 300 床以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- 6) 自動車分解整備事業の洗車施設(屋内作業場面積 800m² 以上)
- 7) し尿処理施設(501 人槽以上のし尿浄化槽等)
- 8) 指定地域特定施設(201～500 人槽のし尿浄化槽)

有害物質(すべての工場又は事業場に適用)

単位: mg/ℓ

項 目	排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機りん化合物	1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
ひ素及びその化合物	ひ素として 0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02

項 目	排水基準値
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	ほう素として 10
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	100(※)
1,4-ジオキサン	0.5

※1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

3. 音・振動

3-1 騒音

(1) 環境基準

騒音の環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、環境基本法第 16 条の規定に基づき「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」により定められています。

○環境基準（一般地域）

区域区分		時間	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域		55dB 以下	45dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域			
	第 1 種中高層住居専用地域			
	第 2 種中高層住居専用地域			
B 地域	第 1 種住居地域			
	第 2 種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の定めのない地域			
C 地域	近隣商業地域		60dB 以下	50dB 以下
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

○道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

○幹線交通を担う道路※¹に近接する空間※²の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた室内	45dB 以下	40dB 以下

※¹ 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道

※² 「近接する空間」：道路端から 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m 区間

(2) 騒音の規制

工場等の騒音は騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例及び越谷市環境条例によって規制されています。

騒音規制法は、工場・事業場騒音と建設作業騒音について規制しています。その他、道路騒音については生活環境が著しく損なわれているとき、県公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制等の要請や道路管理者等に意見を述べることができると定められています。

県生活環境保全条例では、法律で規制されている以外の工場・事業場の騒音や、資材置場・自動車駐車場・トラックターミナルといった野外作業場における作業騒音、深夜営業騒音及び拡声機騒音について規制しています。

越谷市環境条例では、一般の騒音の規制基準を定め、法律や県条例で規制されている以外の工場・事業場の騒音を規制しているほか、指定建設作業に伴う規制基準を定め、法律で規制されている以外の建設作業騒音を規制しています。

① 騒音規制法

○特定工場等の騒音の規制基準

時間区分 区域区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4 種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

※事業場の敷地境界における基準値

○特定建設作業及び指定建設作業騒音の基準値

基 準 値	85 dB
作業禁止時間	19:00～翌 7:00
最大作業時間	10 時間／日
最大作業日数	連続 6 日
作業禁止日	日曜・休日

※特定建設及び指定建設作業の場所の敷地境界における基準値

○自動車交通騒音の要請限度

区域の区分	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
a区域 ^{※1} およびb区域 ^{※1} のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域 ^{※1} のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路 ^{※2} に近接する区域(特例)	75 dB	70 dB

※1. a区域は住居専用地域、b区域は住居地域、c区域は商工業地域

※2. 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道

② 埼玉県生活環境保全条例

ア. 指定工場等の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定騒音作業の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

ウ. 拡声機使用に関する規制基準

商業宣伝を目的とした拡声器の使用について、使用基準が定められています。

○店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	60 dB	使用禁止	1 回の使用は 20 分以内で、次の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと
第 2 種区域	65 dB		
第 3 種区域	75 dB		
第 4 種区域	80 dB		

※基準値は騒音が問題となる屋外での地上 1.5m での値

区域の区分については騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

○移動しながら拡声機を使用する場合

	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	70 dB	使用禁止	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 100m 以内では使用禁止
第 2 種区域	75 dB		
第 3 種区域	85 dB		
第 4 種区域	85 dB		

※基準値は停止時、音源から 10m 離れた地上 1.5m の位置における値

区域の区分については騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

エ. 深夜営業騒音の規制基準

深夜営業における騒音が規制対象になっています。

規制対象営業

1	飲食店	5	ゴルフ練習場
2	喫茶店	6	小売店(店舗面積 500 m ² 以上)
3	ボーリング場	7	公衆浴場(保養を目的とするもの)
4	バッティングセンター		

区域の区分	時間帯	規制基準値	音響機器の使用規制
		22:00～翌 6:00	23:00～翌 6:00
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		45 dB	以下の音響機器の使用禁止。ただし、営業を行う場所の外部に音が漏れない場合を除く 1.カラオケ装置 2.ステレオセットその他の音響機器 3.拡声装置 4.録音・再生装置 5.有線ラジオ放送装置(受信装置に限る) 6.楽器
近隣商業地域 準工業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域		50 dB	商業・工業・工業専用地域は対象外

※事業場の敷地境界における基準値

オ. 作業場における作業騒音の規制基準

規制対象作業場は、次のとおりです。

- 1.廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所(150m²以上であるもの)
- 2.自動車駐車場(20 台以上駐車できるもの)
- 3.トラックターミナル

時間区分 区域区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
2 種	第1種住居地域	55 dB	50 dB	45 dB
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の定めのない地域			
3 種	近隣商業地域	65 dB	60 dB	50 dB
	商業地域			
	準工業地域			
4 種	工業地域	70 dB	65 dB	60 dB
	工業専用地域			

※基準値は事業場の敷地境界線の値

③ 越谷市環境条例

ア. 一般の騒音の規制

騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定建設作業に伴う騒音の規制

特定建設作業の騒音の規制基準と同じです。

3-2. 振動

(1)振動の現状

振動は、工場・事業場及び各種交通機関等の動力源から発生し、地盤振動として家屋に伝わることで、その中に居住する人に精神的苦痛を与えたり、壁、タイル等のひび割れ等の物的な損害を与えたりします。

振動が住民に与える影響は、主として感覚的なものですが、健康被害に発展する場合があります。影響の及ぶ範囲は、通常発生源の周辺に限られるなど騒音と類似した特性があり、騒音と同一発生源から同時に発生する例が多く見られます。

(2)振動の規制

振動は、振動規制法、県生活環境条例及び越谷市環境条例により規制されています。

振動規制法では、工場・事業場、建設作業による振動を規制しています。その他、道路交通振動については、振動レベルが一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、道路管理者に対し、振動防止の措置を要請できることなどが定められています。県生活環境保全条例では、法律で規制されている以外の工場・事業場の振動や資材置場・自動車駐車場・トラクターミナルといった野外作業場における作業振動について規制しています。また、越谷市環境条例では振動規制法で規制している特定建設作業以外のものを規制しています。

① 振動規制法

特定工場等の振動の規制基準

区域の区分		時間帯	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌 8:00
1 種	第1種低層住居専用地域		60dB	55dB
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域以外の地域			
2 種	近隣商業地域		65dB	60dB
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
	工業専用地域			

※基準値は工事・事業場の敷地境界の値

特定建設作業振動の基準値

基準値 (敷地境界)	75dB
作業禁止時間	19:00～翌 7:00
最大作業時間	10 時間／日
最大作業日数	連続 6 日
作業禁止日	日曜・休日

道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌 8:00
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

※区域の区分については振動規制法 特定工場等の規制区分と同じ

② 埼玉県生活環境保全条例の基準値

指定工場の振動規制基準は、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準と同じです。

③ 越谷市環境条例

ア. 指定建設作業に伴う振動の規制

指定建設作業の振動規制基準は、振動規制法に基づく特定建設作業の振動規制基準と同じです。

4. 化学物質

【参考資料①】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:PRTR法、化管法)は、平成 13 年 4 月から事業者による排出量等の把握、平成 14 年 4 月からその届出が始まっています。

「埼玉県生活環境保全条例」は、平成 14 年 4 月から事業者による取扱量の把握、平成 15 年 4 月からその届出が始まっています。

なお、越谷市においては、平成 17 年 4 月より県から権限の移譲を受けPRTR法に関する事務をおこなっています。

【参考資料②】

PRTR法届出対象事業所の条件

- ①対象業種 指定された 23 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数 常用雇用者数 21 人以上の事業者
- ③取扱量等 次のいずれかに該当すること
 - a) 第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者
 - b) 特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5t以上である事業所を有する事業者
 - c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
 - d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
 - e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者
 - f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

県条例届出対象事業所の条件

- ①対象業種 指定された 23 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数 常用雇用者数 21 人以上の事業者
- ③取扱量等 特定化学物質の質量が 500kg 以上である事業所を有する事業者
 - ※特定化学物質 第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質、埼玉県が指定した 44 物質の合計 606 物質

5. 悪臭

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護をすることを目的としており、越谷市においては現在、市内全域において特定悪臭物質による規制を行なっております。

○敷地境界線における規制基準(22 物質)

単位: ppm

特定悪臭物質	A区域	B区域	C区域
	B区域・C区域以外	農業振興地域	工業地域・工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソパレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

○煙突等の排出口における規制基準(13 物質)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出します。

排出口における規制基準

$$q(\text{m}^3\text{N/h}) = 0.108 \times \text{He}^2 \times \text{Cm}$$

He(m): 排出口の高さの補正值

Cm(ppm): 敷地境界の基準値

○排水水中の規制基準(4物質)

物質名	排水の流量(m ³ /s)	排水中の濃度(mg/l)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二酸化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

(2) 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県では、悪臭の規制を臭気指数による規制と特定悪臭物質による規制を行っており、どちらか一方の規制方式を選択することとなっています。

越谷市においては、現在、特定悪臭物質による規制方式を取っているため下記の業種に埼玉県生活環境保全条例の規制が適用されます。

○規制対象業種(13業種)

1	塗装工事業	8	プラスチック製品製造業(強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。)
2	食料品製造業	9	ゴム製品製造業
3	合板製造業	10	電線・ケーブル製造業
4	家具製造業	11	金属製品製造業(塗装工程を有するものに限る。)
5	パルプ・紙・紙加工品製造業(塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。)	12	一般機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)
6	印刷業	13	輸送用機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)
7	化学工業		

○規制基準

許容限度 区域の区分	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域、工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数のことです。

三点比較式臭袋法により測定します。

○悪臭物質の臭気強度別濃度

単位：ppm

臭気強度 物質名	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	やっと感知できるにおい	何のにおいがわかる弱いにおい	規制基準	らくに感知できるにおい	—	強いにおい	強烈なにおい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2

硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2 × 10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1 × 10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1 × 10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルパレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソパレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2 × 10	7 × 10	1 × 10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2 × 10	4 × 10	2 × 10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1 × 10	5 × 10
トルエン	0.9	5	1 × 10	3 × 10	6 × 10	1 × 10 ²	7 × 10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2 × 10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1 × 10	5 × 10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

○悪臭物質の主要発生源事業場

悪臭物質	においの性質	主な業種
アンモニア	し尿臭	畜産農場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵	畜産農場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚	畜産農場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	シンナー ガソリン	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
スチレン	都市ガス	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさいにおい むれた靴下のよう なにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等

6. その他

6-1 ダイオキシン類

【参考資料①】



【参考資料②】

大気排出基準

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設基準	既設基準※
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m²以上、又は 焼却能力が50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

※廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上)及び製鋼用電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたもの、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設

水質排出基準

単位: pg-TEQ/ℓ

特定施設種類	排出基準
・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

ばいじん・燃えがらの処理基準

3ng-TEQ/g 以下

6-2 放射線・放射性物質

【参考資料①】

○越谷市内の空間放射線量測定結果(平成28年度)

単位:マイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)

測定日:平成28年10月3日~平成28年11月25日

測定機器:日立アロカメディカル(株)シンチレーションサーベイメータTCS172B

測定値:施設内の屋外の測定地点での平均値(除染地点の数値を除く)

凡例 (保)保育所、(園)保育園、(幼)幼稚園、(公)公園

地区	測定場所	測定値		
		地上5cm	地上50cm	地上1m
桜井地区	桜井小	0.09	0.07	0.08
	桜井学童保育室	0.05	0.05	0.05
	平方小	0.09	0.08	0.08
	平方学童保育室	0.06	0.05	0.05
	桜井南小	0.08	0.08	0.08
	桜井南学童保育室	0.05	0.05	0.05
	平方中	0.07	0.06	0.06
	桜井(保)	0.07	0.06	0.05
	深田(保)	0.05	0.05	0.05
	まどか(園)	0.08	0.05	0.05
	越谷どろんこ(園)	0.08	0.06	0.06
	まどか(幼)	0.06	0.05	0.05
	児童館コスモス	0.09	0.07	0.07
	平方(公)	0.05	0.05	0.05
新方地区	新方小	0.08	0.08	0.08
	新方学童保育室	0.05	0.06	0.06
	弥生小	0.06	0.07	0.07
	弥生学童保育室	0.07	0.07	0.08
	北陽中	0.09	0.08	0.08
	新栄中	0.11	0.10	0.09
	新方(保)	0.06	0.06	0.06
	しらとり(園)	0.04	0.05	0.04
	わかばの森(園)	0.08	0.08	0.05
	大森わかば(幼)	0.08	0.07	0.08
	アスナロ(幼)	0.08	0.08	0.07
	清浄院(幼)	0.07	0.06	0.06
	大杉(公)	0.04	0.04	0.04
増林地区	増林小	0.10	0.08	0.08
	増林学童保育室	0.08	0.07	0.08
	東越谷小	0.10	0.08	0.08
	東越谷学童保育室	0.07	0.08	0.06
	花田小	0.10	0.08	0.07
	花田学童保育室	0.05	0.06	0.05
	城ノ上小	0.07	0.06	0.06
	城ノ上学童保育室	0.06	0.06	0.05
	城ノ上学童保育室【0-2】	0.03	0.05	0.05
	東中	0.08	0.08	0.07
	増林(保)	0.07	0.08	0.05
	第二越谷(園)	0.07	0.06	0.05
	認定こども園越谷さくら(園)	0.08	0.08	0.07
	東越谷第二(公)	0.10	0.08	0.07
	児童発達支援センター	0.06	0.06	0.06
大袋地区	大袋小	0.09	0.08	0.08
	大袋学童保育室	0.07	0.08	0.08
	大沢北小	0.09	0.08	0.08
	大沢北学童保育室	0.07	0.06	0.05
	大袋北小	0.08	0.07	0.07
	大袋北学童保育室	0.08	0.05	0.05
	大袋東小	0.10	0.09	0.08
	大袋東学童保育室	0.08	0.08	0.08
	千間台小	0.07	0.06	0.07
	千間台学童保育室	0.07	0.07	0.06
	北中	0.09	0.08	0.07
	大袋中	0.08	0.08	0.08
	千間台中	0.09	0.08	0.07
	大袋(保)	0.08	0.08	0.07
	大袋北(保)	0.08	0.08	0.06
川柳地区	おおたけ(園)	0.08	0.08	0.06
	袋山(園)	0.07	0.06	0.06
	西大袋(園)	0.08	0.07	0.07
	大袋(幼)	0.08	0.08	0.07
	しらこばと(幼)	0.08	0.08	0.05
	あゆみ(幼)	0.07	0.07	0.07
	千間台第四(公)	0.05	0.05	0.05
萩島地区	萩島小	0.09	0.08	0.07
	萩島学童保育室	0.06	0.06	0.06
	萩島(保)	0.06	0.06	0.06
	ぶどうの(幼)	0.06	0.05	0.05
	しらこばと運動(公)	0.06	0.05	0.06
出羽地区	出羽小	0.08	0.08	0.08
	出羽学童保育室	0.05	0.05	0.06
	出羽学童保育室【0-2】	0.05	0.06	0.07
	大間野小	0.10	0.08	0.08
	大間野学童保育室	0.07	0.07	0.06
	宮本小	0.10	0.09	0.09
	宮本学童保育室	0.07	0.07	0.07
	西中	0.08	0.08	0.07
	武蔵野中	0.06	0.08	0.07
	七左(保)	0.06	0.08	0.06
	宮本(保)	0.07	0.06	0.05
	南越谷(園)	0.06	0.06	0.06
	松沢(園)	0.06	0.05	0.05
	こばとの里こども園(園)	0.06	0.07	0.06
	認定こども園小萩(園)	0.07	0.07	0.07
蒲生地区	越谷くるみ(幼)	0.08	0.08	0.07
	松沢(幼)	0.07	0.06	0.06
	出羽(公)	0.06	0.07	0.06
	蒲生小	0.08	0.08	0.08
	蒲生学童保育室	0.07	0.07	0.08
	蒲生第二小	0.08	0.08	0.07
	蒲生第二学童保育室	0.07	0.06	0.06
	蒲生南小	0.06	0.09	0.09
	蒲生南学童保育室	0.06	0.06	0.06
	蒲生(保)	0.07	0.08	0.08
	蒲生南(保)	0.07	0.08	0.06
	豊戸(保)	0.08	0.07	0.05
	蒲生第三(保)	0.06	0.06	0.06
	あざのみりん(園)	0.07	0.08	0.08
	照蓮院さくら(幼)	0.06	0.06	0.06
大相模地区	豊崎(幼)	0.07	0.06	0.06
	精華(幼)	0.08	0.07	0.08
	児童館ヒマワリ	0.06	0.05	0.06
	蒲生(公)	0.11	0.10	0.11
	川柳小	0.08	0.08	0.07
	川柳学童保育室	0.10	0.08	0.10
	明正小	0.10	0.09	0.09
	明正学童保育室	0.05	0.05	0.05
	南中	0.10	0.09	0.08
	光陽中	0.08	0.08	0.08
	埼玉東部(園)	0.07	0.08	0.06
	第二愛隣こども園(園)	0.04	0.04	0.04
	南越谷(幼)	0.09	0.07	0.08
	川柳(公)	0.06	0.06	0.06
	大相模小	0.09	0.08	0.08
大相模地区	大相模学童保育室	0.06	0.06	0.05
	大相模学童保育室【0-2】	0.07	0.06	0.06
	西方小	0.09	0.09	0.08
	西方学童保育室	0.06	0.07	0.07
	大相模中	0.11	0.10	0.09
	大相模(保)	0.08	0.07	0.06
	のーびる(園)	0.08	0.07	0.07
	越谷レイクタウンさくら(園)	0.06	0.08	0.07
	越谷レイクタウンさくら分園(園)	0.06	0.06	0.06
	のーびる子どもの家(園)	0.06	0.06	0.05
	越谷レイクタウンどろんこ(園)	0.05	0.05	0.05
	ちびっランド越谷レイクタウン園	0.05	0.08	0.05
	あやの(幼)	0.07	0.07	0.07
	さなえ(幼)	0.06	0.06	0.06
	レイクタウン湖畔の森(公)	0.08	0.08	0.08

【参考資料②】

○定点測定

(測定機器: 日立アロカメディカル(株)シンチレーションサーバイメータTCS172B)

単位: マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$)

No.	測定場所	住所	地面の形状	平成28年			平成29年
				5月9日	8月4日	11月4日	2月8日
1	越谷市役所	越ヶ谷四丁目2番1号	タイル	0.07	0.07	0.07	0.08
2	桜井地区センター	下間久里792番地1	インターロッキング	0.06	0.06	0.07	0.06
3	新方地区センター	大吉470番地1	インターロッキング	0.07	0.08	0.07	0.07
4	増林地区センター	増林三丁目4番地1	インターロッキング	0.07	0.07	0.07	0.07
5	荻島地区センター	南荻島190番地1	インターロッキング	0.06	0.06	0.06	0.07
6	大袋地区センター	大竹160番地2	アスファルト	0.05	0.06	0.06	0.06
7	出羽地区センター	七左町四丁目248番地1	インターロッキング	0.06	0.05	0.06	0.06
8	蒲生地区センター	登戸町33番16号	インターロッキング	0.08	0.08	0.07	0.08
9	川柳地区センター	川柳町二丁目485番	アスファルト	0.06	0.06	0.06	0.06
10	大相模地区センター	相模町三丁目42番地1	アスファルト	0.08	0.08	0.08	0.07
11	大沢地区センター	大沢二丁目10番40号	アスファルト	0.06	0.05	0.06	0.05
12	南越谷地区センター	南越谷四丁目21番地1	インターロッキング	0.06	0.06	0.06	0.06
13	北越谷地区センター	北越谷四丁目8番35号	インターロッキング	0.07	0.07	0.07	0.07
14	越ヶ谷地区センター	越ヶ谷四丁目1番1号	タイル	0.07	0.06	0.07	0.07

第4節 用語解説

あ行

・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちの間にエンジンを切り、無用なアイドリング(自動車などが停車状態でエンジンを動かし続けること)を行わないようにすること。

・ECO こしがや環境ファミリー宣言

市民の環境活動を推進するため、家庭で取組む実践項目を市民が自主的に選択し、登録する環境宣言制度。

・ECO こしがや推進事業所宣言

事業者の環境活動を推進するため、自ら環境配慮項目を選択し、登録する環境宣言制度。

・エコドライブ

急発進・急加速をしない、不要な荷物の積載を止める、アイドリングを行わない、適正な経済的速度で走行することなど、排気ガスの量を極力減らす運転のこと。

・SPM

浮遊粒子状物質。Suspended Particulate Matter の略。大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。

・温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF_6)の6種類がある。

か行

・合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した污水)を処理することができる浄化槽をいう。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べてはるかに処理能力が高く(BOD除去率 90%以上、処理水BOD20mg/l以下)、下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理することができる。

・カレット

ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等(再商品化製品)の100%を占める。

・環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者に出発を義務付け、環境への影響を監視することによって、区域内の環境を将来的に保全していくもの。

・キタミソウ

北方のツンドラ地域を中心に広く分布しているが、国内では北海道、埼玉、奈良、熊本の各道県に隔離分布する、とても珍しい植物。ごく小形の植物で花の大きさは1~2mm、葉は長楕円形で無毛、長さは1~2cmで長い柄がある。堰の上流や用水の脇など湿り気があり、冬季には水がなくなり、夏場は冠水する、特殊な場所を好んで生育する。市内で最も多く群生して見られるのは、葛西用水路瓦曽根溜井。埼玉県レッドデータ絶滅危惧種ⅠB類。

・グリーン購入

物品等を購入する際に、その必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを買うように努めること。

・グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を、取引可能な証書に(＝証券化)したもの、またはそれを用いる制度を指す。再生可能エネルギーに対する助成手法の一つである。グリーン電力制度、グリーン証書取引制度などとも呼ばれる。

・光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンなどの酸化性物質(オキシダント)の総称である。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

・越谷市ふるさといきもの調査

市内のいきものの生息状況から見た市の自然環境の現状を把握することを目的に越谷市で実施。5年に1度実施している。

・コシガヤホシクサ

ホシクサ科の一年草で、ため池の岸边や河原、水中でも生育し、8～9月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。昭和13年(1938年)、東京大学植物学教室の前川文夫教授が越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。茨城県下妻市の砂沼で、昭和50年(1975年)に再発見されたが、平成6年(1994年)に絶滅し、環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅として指定されている。

さ行

・再生可能エネルギー

化石燃料や鉱物などのような短期間で再生できない枯渇性資源によらないエネルギー。具体的には、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等を指す。

・在来種フジバカマ

関東以西の本州、四国、九州の川の土手などに野生する高さ1～1.5mの多年草。近年、河川改修などの影響で自生地が減っている。市では、埼玉鴨場西側の元荒川沿いなどで確認できる。埼玉県レッドデータ準絶滅危惧種。

・サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。

・産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他のもので、廃棄物処理法で20種類のものが定められている。これ以外の廃棄物は、一般廃棄物としている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などによって、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのあるものを特別管理産業廃棄物として、特に厳しく管理することが義務付けられている。

・COD

化学的酸素要求量。Chemical Oxygen Demand の略。水質の指標の一つ。湖沼の環境基準値として使用されている。過マンガン酸カリウムなどの酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。値が高いほど有機物が多いことを示し、水質汚濁が進んでいることを示す。

・市民共同発電

太陽光や風力といった自然エネルギーを利用する発電所で、市民が共同で作ったものを指す。運営形態は、出資金による株式会社の設立、NPO法人や法人化しない非営利活動任意市民団体など様々であり、規模や手法も様々である。

・シュレッダーダスト

工業用シュレッダーで廃家電や廃自動車を破砕し、金属などを回収した後に、産業廃棄物として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物。

・循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

・省エネ法

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称であり、石油危機を契機として昭和54年に制定された。事業者全体のエネルギー使用量(原油換算値)が1500kℓを超える場合、特定事業者として国にエネルギー使用量を報告する義務がある。

・傷病野鳥保護治療・里親事業

病気やけがで衰弱した野鳥に治療を施し、自然に復帰させる事業を越谷市で進めている。また、治療後、自然に帰すまでの間、野鳥を飼養するボランティア(里親)を募集している。

・シロコバト

市の鳥であり、全長30センチ前後の乳白色のハトで首には黒い線が入っている。戦後、数が激減し、今では越谷市を中心とした関東地方の一部にのみ生息する貴重な鳥である。昭和31年に国の天然記念物に、40年には県民の鳥に定められている。

・スラグ

焼却灰を灰溶融炉で高温で溶かして水で冷やして砂状のつぶにしたもの。

・3R(スリーアール)

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。一つめのR(リデュース)とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめのR(リユース)とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめのR(リサイクル)とは、廃棄物などを再生利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルの2つがある。

・生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

た行

・ダイオキシン類(Dioxins and dioxin-like compounds)

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル (DL-PCB) の総称である。これらは塩素で置換された 2 つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラダイオキシン(2,3,7,8-TCDD) はダイオキシン類の中では最も毒性が高く、IARC により「人に対する発がん性がある」と評価されている。マウスでの動物実験では催奇性が確認されている。

・代替フロン

特定フロン(オゾン層保護法で指定されている、クロロフルオロカーボンのうちオゾン層を破壊する主要なもの)の代替として利用されている、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)類とハイドロフルオロカーボン(HFC)類のこと。特定フロンよりもオゾン層破壊係数が低いとされ広く普及したが、モントリオール議定書においてオゾン層破壊物質に指定された。

・単独処理浄化槽

みなし浄化槽ともいう。トイレの汚水のみを処理する浄化槽。浄化槽法により平成 13 年 4 月 1 日から製造及び販売が禁止された。

・蓄熱型空調システム

夜間の割安な電気を利用して「氷」または「冷水」を蓄熱槽に蓄え、この蓄えた冷熱を昼間の冷房に使う経済的な空調システムで、工場・ビル・事務所・店舗・学校などで使われている。

・窒素酸化物

光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質であり、主な発生源は、自動車の排気ガスである。特に毒性の高い二酸化窒素(NO_2)は、大気汚染防止法によって環境基準が定められている。

・長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。具体的には、耐震性、耐久性、維持管理対策、バリアフリー、省エネルギー性が一定以上の基準である住宅を指す。

・特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある動植物。

な行・は行

・バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

・廃棄物

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し、又は他人に売却することができないために不要となった、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものと定められている。廃棄物はさらに、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される(ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものは、この法律からは除かれている。)。

・BOD

生物化学的酸素要求量。Biochemical Oxygen Demand の略。河川の汚れの代表的な指標の一つ。水中のさまざまな物質をバクテリアが分解する際に消費される酸素の量で示され、値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

・ビオトープ

生物群集の生息空間を示す言葉(外来語)である。日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされ、転じて生物が住みやすいように環境を改変した場(沼沢地など)を指す場合が多い。

・東埼玉資源環境組合(REUSE)

越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の5市1町で構成されている一部事務組合で、可燃ごみとし尿を処理している。

・PM2.5

微小粒子状物質。Particulate Matter 2.5 の略。直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子。SPM よりもはるかに小さい粒子。PM2.5 はぜんそくや気管支炎を引き起こす。大きな粒子より小さな粒子の方が気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。

ま行・や行**・マイクログリッド**

既存の送電電力にほとんど依存せずに、再生可能エネルギー等や蓄電池によるエネルギー供給源と、住宅等の電力の消費施設をもつ小規模なエネルギー・ネットワークのこと。

・緑のカーテン

窓際にゴーヤ等つる性の植物をネットに這わせ、遮光・蒸散作用により、室温の上昇を抑えることを目的としたもの。

・屋敷林

厳しい気象環境の緩和と燃料・建築材の需給を目的として家屋の周りに樹木群を育成したもの。

・屋根貸し太陽光発電

再生可能エネルギーにより発電された電力の長期間買取が約束された、「固定価格買取制度」が2012年に開始されてから普及したもの。発電事業者は建物の屋根を発電事業者に借り、太陽光発電設備を設置し、建物所有者に賃貸料を払い、売電による収益を得る。建物屋根だけではなく土地等でも同様の事業が行なわれている。

・要注意外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の規制の対象外であるが、日本に持ち込まれ、生態系へ悪影響を及ぼす可能性があるとして、環境省が指定する動植物。

・溶融メタル

焼却灰を高温で溶かした結果発生するもので、鉄・銅・ニッケル・金・銀などを含むもの。

ら行・わ行**・レッドリスト**

IUCN(国際自然保護連合)により作成された、絶滅の恐れのある野生動物のリスト。

・リターナブルびん

あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。

・緑道

河川や水路等の存在を活かして、水辺を楽しく歩ける散歩道として整備しているもの。主な施設として、舗装した遊歩道に植栽、照明灯、休憩施設などを設けたものが多いが、遊歩道のみの場合もある。

○アライグマ・ハクビシンについて

アライグマ(特定外来生物)

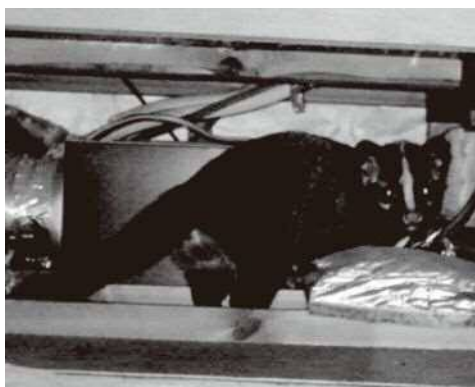


北米原産のアライグマ科の哺乳類。体重 4～10 数 kg、頭胴長 40～60cm、尾長 20～40cm。

目の周りを覆う黒い毛(アイマスク)と縞模様の尾が特徴的である。1970 年代後半ごろ、ペットとして輸入されたが、飼いきれなくなった個体が遺棄され野生で繁殖した。

越谷市内でも、農作物に関する被害や、家屋被害が報告されており、平成 28 年度は 12 頭を捕獲した。

ハクビシン



中国大陸部を中心に、東南アジア・台湾・日本などに広く分布している、ジャコウネコ科の哺乳類。

体重 3～5kg、頭胴長 50～70cm、尾長 40cm。

ハクビシン(白鼻芯)の名のとおり、鼻筋に白い線のように生えている毛が特徴的である。

外来種であると考えられており、アライグマと同じく、越谷市内でも、家屋被害や農作物への被害が報告されている。